

## 平成 26 年度 住民税の主な改正点

### 均等割の税率の見直し

東日本大震災からの復興に関して実施する防災のための施策に必要な財源を確保するため、平成26年度から平成35年度までの各年分の個人の住民税の均等割の税率に1,000円(市民税500円、県民税500円)が加算されます。

(改正前) (改正後)

○市民税 3,000円 ⇒ **3,500円**

○県民税 2,000円 ⇒ **2,500円**

### 給与所得控除の見直し

その年中の給与等の収入が、1,500万円を超える場合の給与所得控除について、245万円の上限が設けられました。

A=給与収入金額 B=A/4(千円未満切捨て)

給与等の収入金額の合計額 A	給与所得の金額
～ 650,999 円	0 円
651,000 円 ～ 1,618,999 円	A - 650,000 円
1,619,000 円 ～ 1,619,999 円	969,000 円
1,620,000 円 ～ 1,621,999 円	970,000 円
1,622,000 円 ～ 1,623,999 円	972,000 円
1,624,000 円 ～ 1,627,999 円	974,000 円
1,628,000 円 ～ 1,799,999 円	B × 4 × 60%
1,800,000 円 ～ 3,599,999 円	B × 4 × 70% - 180,000 円
3,600,000 円 ～ 6,599,999 円	B × 4 × 80% - 540,000 円
6,600,000 円 ～ 9,999,999 円	A × 90% - 1,200,000 円
10,000,000 円 ～ 14,999,999 円	A × 95% - 1,700,000 円
<b>15,000,000 円 ～</b>	<b>A - 2,450,000 円</b>

## 寄附金税額控除に係る特例控除の見直し

地方公共団体に寄附(ふるさと納税)を行った場合、寄附金控除(所得税)と税額控除(市・県民税)により、寄附金のうち2,000円を超える額について全額控除できる仕組みになっています。

平成25年からの復興特別所得税の創設に伴い、平成26年度から平成50年度までの市・県民税の寄附金税額控除における特例控除の額が見直しされました。

寄附金(ふるさと納税)税額控除の算定式
ふるさと納税税額控除額 = 基本控除額(※1) + 特例控除額(※2)
(※1) 基本控除 = (寄附金 - 2,000円) × 10% (控除対象寄附金は総所得金額等の30%が上限)
(※2) 【改正前】特例控除額 = (寄附金 - 2,000円) × (90% - (0~40%の所得税の税率)) 【改正後】特例控除額 = (寄附金 - 2,000円) × (90% - (0~40%の所得税の税率) × 1.021) (特例控除額は市県民税の所得割額の10%が上限)